

## 「B P J 認定 B P 3 ファシリテーター」資格認定規定

日本 B P プログラムセンター（略称：B P J）

第 1 条 本センターが認定する「B P J 認定 B P 3 ファシリテーター」の資格認定は、本規定に基づいて行う

第 2 条 資格審査は、実際に実施した B P 3 プログラムのセッション記録および事務局提出書類（「実施報告書（様式 2）」、「プログラム記録（様式 3）」、「アンケート入力表」）に基づき、B P J 認定 B P 3 ファシリテーターとして必要な基礎的知識、技能等について審査する

第 3 条 資格認定を申請する者は、次の各項すべてに該当しなければならない。

1. N P O 法人こころの子育てインターねっと関西（略称：K K I）が実施する B P 3 ファシリテーター養成講座を修了した者
2. 資格認定のために、以下に示す「認定のための B P 3 プログラム実施規定」どおりに B P 3 プログラムを実施した者

### 認定のための B P 3 プログラム実施規定

- ① B P 3 プログラムの枠組み（以下に記載）が守られていること
  - ・参加者は、1 歳～就学前の子どもを育てている母親がプログラムに参加していること
  - ・参加者数は、6 人以上、20 人以下であること
  - ・原則として同じ曜日、同じ時間帯に、毎週 1 回連続 5 回実施すること
  - ・1 回の時間は、2 時間（前半 100 分は構造化されたプログラム、後半 20 分は参加者同士の交流・質問時間）
  - ・ファシリテーターの人数が適切であること。すなわち、参加者が 11 人以上の場合は 2 名、6～10 人の場合は 1 名（ただし、この場合はアシスタント 1 名をつけること）
- ② セッション記録を毎回担当サポーターに送り、サポーターの助言を必ず受けながら実施すること
- ③ 決められたセッション計画どおりに B P 3 プログラムを実施し、不必要なアレンジをしないこと

第 4 条 資格認定を申請できるファシリテーターの人数は以下のとおりである

1. 11 組以上の参加人数で実施する場合、認定対象となるファシリテーター数は 2 名である。参加人数が 1 回でも親子 10 組以上を満たしていない場合には、再度認定のための B P 3 プログラムを実施する必要がある。
2. 10 組以下の参加人数で実施する場合、認定対象になるファシリテーター 1 名が 5

回とも進行すること。また、参加人数が5回とも親子5組以上である必要がある。  
参加人数が1回でも親子5組以上を満たしていない場合には、認定のためのBP3プログラムを再度実施する必要がある。

3. 上記1および2に該当しない場合については、細則で定める

第5条 資格認定を申請しようとする者は、BP3プログラム実施後1年以内に、所定の申請書、事務局提出書類（プログラム実施報告書、プログラム記録、参加者のアンケート集計結果）、5回分のセッション記録、および審査料を添えてBPJ資格認定審査会宛に申請すること

第6条 資格認定の審査は原則として偶数月とし、前奇数月の15日までに申請されたものにつき、翌偶数月15日までに審査する

第7条 資格審査は書類審査、サポーターへのヒアリングにより行う。なお、研修会等への参加回数は、認定審査の際の参考資料とする

第8条 資格審査料および資格登録料は別途定める

第9条 認定を受けた者は、BPJの認定BP3ファシリテーター名簿に登録される。登録された者には認定証を交付する。認定証の有効期限は3年とし、別に定める「BP3ファシリテーター資格更新制度に関する規定」に記載された手続きを経て更新することができる

第10条 以下のいずれかに該当するものは資格を喪失するものとする

- ① 死亡した者
- ② 資格更新時期を過ぎても更新しない者
- ③ BP3プログラムを許可なく、改変して実施している者
- ④ 規定された事務局提出書類を提出せずにBP3プログラムを実施している者
- ⑤ その他、BP3ファシリテーターとしての資質を著しく欠くことが判明した者や、BP3プログラムの名誉を著しく損なう行為をした者

付則1. 本規定は、2023年9月より実施する。

2. 本規定の改廃は、日本BPプログラムセンター運営委員会ですべてを定める。

3. 資格審査料は10,000円(消費税込み)、初回の資格登録料は無料とする

以上